

パブリックコメント手続の流れ

①政策等の案を作成



②案の公表・意見募集（第4～6条）

政策等の案と関連資料を公表し、意見を募集します。募集については、おもに市のホームページにて公表します。意見の提出方法と提出先は、各案件の「意見募集の概要」をご覧ください。



③提出された意見の考慮（第7条第1項）

提出された意見を十分考慮し、政策等の策定の最終的な意思決定を行います。



④結果の公表（第7条第2項～第3項）

定めた政策等と提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。また、政策等の案を修正したときは、その内容を公表します。公表はおもに市のホームページにて行います。